

「多様な越境機会創出に向けた市町村ネットワーク」規約

(名称)

第1条 本会は、「多様な越境機会創出に向けた市町村ネットワーク」(以下、「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、小規模市町村が広域に連携することで、地域・学校の壁を越えた学びの機会と人の流れを創出し、地域課題解決型の人財を育成することを目的とする。

(内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)デジタル活用による地域・学校の壁を越えた交流機会の提供
- (2)多様な越境機会による、広域で多層な関係人口の創出
- (3)事業の成果・価値の可視化
- (4)民間及び事業者との連携・協働
- (5)その他ネットワークの目的を達成するために必要とされる活動

(構成)

第4条 本ネットワークは、第2条に掲げる目的に賛同し、次条の手続きを行った自治体および高等学校、並びにネットワークの運営を担う事務局で構成する。

(参加)

第5条 本ネットワークの構成員は、本規約を承諾のうえ「参画契約書 市町村ネットワークによる多様な越境機会創出事業」による契約を締結した自治体および連携する高等学校とする。

2. 本ネットワークに加入する自治体は、事務局へ参画仮申込書を提出するものとする。
3. 本ネットワークから脱退する自治体は、事務局へ脱退届を提出するものとする。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務を統括・運営するため、事務局を設置する。

2. 事務局は、一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム内に設置する。

(幹事自治体)

第7条 事務局は、幹事自治体と協議しネットワークの運営に関する検討を行う。

(個人情報の取扱い)

第8条 ネットワーク構成員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の個人情報に関する法令の規定に基づき、事務局で適切に管理し、構成員の許可なく第三者には提供しないものとする。ただし、以下の場合には、構成員の許可なく第三者に提供することができる。(① 法令に基づく場合

- ② 人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合③ 事務局がネットワークの目的の達成に必要な範囲内で、適切な

管理体制のもと個人情報の取り扱いを外部委託する場合)

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、本会の運営について必要な事項は、本会の協議により別に定める。

附 則

この会則は、2025年4月1日から施行する。